

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年9月1日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第6号

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「及びその分校」を削る。

第23条第2項中「部の」を「，部の」に改める。

別表第1京都市立白河総合支援学校東山分校の項中「京都市立白河総合支援学校東山分校」を「京都市立東山総合支援学校」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 入学願書等（第37条に規定する入学願書その他別に定める書類をいう。以下同じ。）の提出その他京都市立東山総合支援学校に入学又は転学するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この規則の施行の日の前日において京都市立白河総合支援学校東山分校に在学している生徒（卒業を認定された者を除く。以下「在學生徒」という。）が京都市立東山総合支援学校に転学する場合における第40条の規定による手続は、これを省略するものとする。

4 在學生徒が入学願書等をこの規則の施行の日の前日までに提出しなかった場合には、その在學生徒については、この規則の施行の日において、京都市立東山総合支援学校の校長に入学願書等の提出があったものとみなす。

(教育委員会事務局指導部総合育成支援課)